

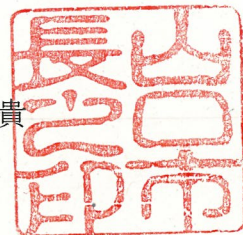
山口市告示第119号

令和7年度軽自動車税の督促状について、その送達を受けるべき別紙の者の住所及び居所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は、同条第2項の規定により山口市長がこれを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月24日

山口市長 伊藤 和 貴



(別紙) 送達すべき書類の名称 令和 7 年度軽自動車税督促状

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 居 所	通 知 書 番 号	期 別
小原 巧	山口県山口市朝田1408番地1 ラ・フルールサクラ102	327425	全期